

秋田被害者 支援センターだより

第 8 号

平成19年3月30日

発行者 社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐藤 怜

住所 〒010-0001

秋田市中通5丁目1番51号 北都銀行別館2F

電話 018-887-7605

FAX 018-887-7608

URL <http://www.av.s.or.jp>

犯罪被害者週間国民のつどい秋田大会の開催



犯罪被害者等基本計画の重点課題である「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」として、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)が設けられ、犯罪被害者週間の中核的な行事として「国民のつどい」を東京においての中央大会、秋田、神奈川、大阪の3地域においての地方大会が開催された。

「犯罪被害者週間国民のつどい秋田大会」を内閣府、秋田県、社団法人秋田被害者支援センターの共催で、秋田県庁第二庁舎大会議室を会場に、犯罪被害者支援に関心がある県内外から約300名の参加を得て開催しました。また、内閣府、秋田県、秋田県警察本部など関係機関より、ご来賓としてご出席を賜りご祝辞をいただきました。

荒木 二郎 氏 (内閣府犯罪被害者等施策推進室長)

犯罪被害者の方の多くは、当然のことながら犯罪によって肉体的・精神的に大変大きなダメージを受けますがそれに加えてその後も経済的に大変困窮をし、その後の捜査や公判、あるいは報道等の過程においての心無い言動等によってまた傷つけられる、いわゆる第二次被害にあって苦しんでいるという状況が少なくなかったわけであります。このような状況の中で、平成17年の12月1日「犯罪被害者等基本法」が議員立法により制定されました。犯罪被害者のおかれている状況、あるいは対策の現状、被害者支援の重要性、名誉や生活の平穏を回復することの重要性について理解を深めていただき、また、自分はいったい何ができるのかということに思いをいたしていただければ幸いです。政府では今後も常に被害者の方の声に耳を傾けながら、全力で犯罪被害者施策を推進してまいりたいと考えています。

相談電話

☎ 018-832-8010 月曜日～金曜日 祝日を除く

FreeDial 0120-62-8010 (午前10時～午後4時)

「犯罪被害者等基本計画について」の基調講演

内閣府犯罪被害者等施策推進室長 荒木 二郎 氏

犯罪被害者等基本法の3つの基本理念として、1つ目は、被害者は個人として尊厳され、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利があり、2つ目は、被害者の状況はそれぞれ異なるので、個別の状況に応じた施策が被害者に対して実施されなければならない。3つ目は、平穏な生活を被害者の方が再び営めるようになるまでの途切れのない支援を行っていく必要があるのです。

基本計画には、5つの重要課題が書いてあります。

- 1 「損害回復、経済支援への取り組み」
- 2 「精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み」
- 3 「刑事手続きへの関与拡大への取り組み」
- 4 「支援等のための体制整備への取り組み」
- 5 「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み」

被害者の方が、県や市町村に相談に来たときに単刀直入に「何をどうしたいのですか?」「その事柄についてはわかりかねます。」というようなことがあってはいけません。被害者の方は問題を抱えて来るのです。相談できるところを紹介したり、相談に応じることができる体制を整えることは必須です。そういう意味で窓口の設置は急務です。現状はまだ弱く、被害者の方が相談に見えたときに、きちんと対応できるかというところではないところも多いのです。ぜひ被害者の方が相談に行った時に、「全然知らない」などということがないようにしてください。

国には推進会議もでき、検討会をしているところです。大変難しい検討ですが、何とか所要の成果が出るようにがんばっていきたくと考えています。

パネルディスカッション

「犯罪被害者の声に答えるために！」

パネルディスカッションでは、犯罪被害者等に対する秋田県民、さらには国民一般の理解を図る、そして犯罪被害者等の被害の回復及び社会復帰を図ることについて進められた。交通事故死亡被害者の会代表三浦芳子氏、秋田看護福祉大学教授山内久子氏は、被害者ご家族という当事者の立場でお話をいただき、秋田県警犯罪被害者対策室泉千穂子氏、当支援センターの沢口理事が、支援にかかわっている支援者の立場から発言をしました。

交通事故死亡被害者の会

三浦芳子氏

私たちのような被害を受けたとき、何を、どこに、どのように相談するのかということには日頃から知識があるわけではありません。それは誰かが教えてくれたり、アドバイスをもらうということ以外にないと思っています。当時の自分たちは正常な精神状態ではないのできちんと判断できない状況になってしまいます。きちんと整理したり、アドバイスをくださったりする第三者による専門の支援というものが非常に大事になってくるということをつくづくと思いました。先ほどの内



閣府の方の基調講演にもありましたが、法律ができ、基本計画ができ、「個々の事情に応じて途切れることのない支援」ということがうたわれているわけですが、まさにこのような支援というものの充実を図っていただきたいと思います。

ストーリー犯罪のご遺族

山内 久子 氏

私たち遺族の体験から被害者支援について期待するものは、まず被害者やその遺族が持つ悲しみ、苦しみ、怒り、悔しさ、辛さなどのさまざまな感情を言葉に出して話せる場と、それを受け止めてくれる人が必要だということです。さらに、被害者や遺族にとって、大切な家族の最悪の状況を伝えられるときや、つらい感情をだしたいとき

は、落ち着いた雰囲気ゆつたりとした場所が必要であると強く感じました。被害者や遺族にかかわる人は、相手の気持ちをまず思いやるのが第一だと考えています。社会一般の人々の理解と見守りも必要です。それには、事件の報道の在り方も関与してくると考えます。日常的に使っている言葉や会話の内容も被害者、遺族にとって非常につらいものになっていることを知っていただきたいと思います。

秋田被害者支援センター理事

沢口 秩子 氏

今回のテーマは「被害者の声に応えるために」ということですが、センターとしてはこのテーマは非常に難しいことです。私たちは一生懸命考えて、3つのことを考えました。

1つは、被害者の声に応えるためには被害者のニーズに合った支援ということです。センターは民間の団体ですので、被害者、あるいは被害者家族に対してきめ細やかに対応できるのではないかと考えています。いわゆる隣人としての支援です。思いやり、温かさ、気遣い、何よりも共感することです。



2つ目は 質の高い支援をするための人材育成です。

3つ目は、関係機関との緊密な連携です。途切れることのない支援のためにはお互いに情報を共有し、そして私たちセンターから県内各地にもっと発信していきたいと思っています。

県警犯罪被害者対策室

泉 千穂子 氏

被害者の一番身近にいる地域の役割というもの私たちが以上にとても大きいと感じました。必要とする支援を、誰でも必要ときに、必要な場所で受けられる体制を今以上に整備し、確実に被害者に届くようにしていかなければならないと考えています。

犯罪被害者の声に応えるためにできること、そ

れは一人一人の話に丁寧に耳を傾けることではないかと思っています。なぜなら被害者の置かれた状況、心情、要望はすべて同じではないからです。途切れることのない、あふれる支援が一人でも多くの被害者に届くように、これから努力していかなければならないと思います。

コーディネーターの米山先生、稲村先生からは、被害者や遺族の心情や民間の団体による支援、精神的ケアの必要性などについて、多数の助言をいただきました。

会場ロビーパネル展示

会場ロビーには、県内の被害者の方々から寄せられたメッセージやご協力をいただいた各被害者団体のコーナーが設けられ、パネルを展示。休憩時間に熱心にご覧になる出席者で、会場は熱気につつまれました。

今回の開催にあたり、全国被害者支援ネットワークをはじめ、多くのご協力ご支援をいただきました関係機関の皆様感謝を申し上げます。



「秋田被害者支援運動の愛称」の受賞作品と「被害者支援のためのメッセージ」

「被害者支援のためのメッセージ」580点、「秋田被害者支援運動の愛称」に111点の応募がありました。厳正なる審査を経て、入選作品を決定し「犯罪被害者週間国民のつどい秋田大会」において、最優秀賞、優秀賞の入選作品にたいする秋田県知事表彰をしました。

被害者支援のためのメッセージ 小中学校の部

※表彰時在籍していた学校及び学年となります。

最優秀賞

「つなごう 優しさ 心の輪」

東海林 絵里香 (由利本荘市立大内中学校2年)

優秀賞

「考えよう 被害者の目線の その気持ち」

藤原 亮太 (大仙市立西仙北東中学校3年)

佳作

「おうえんしょう みんなの心でささえよう」

匿名希望

「みんなで作り 広げよう。被害者支援の輪」

藤原 圭吾 (大仙市立西仙北東中学校1年)

「わかちあいたい あなたの傷を

明日を信じる あなたを見たい 支えたい」

菊地 柚李 (横手市立大森中学校3年)

被害者支援のためのメッセージ 高校・一般の部

※表彰時在籍していた学校及び学年となります。

最優秀賞

「被害者の ハートに繋げる みんなの支援」

畠山 和子 (五城目町)

優秀賞

「一人一人が心をこめて あなたのハートを支えます」

佐々木 佑貴 (秋田県立大曲工業高等学校2年)

佳作

「分かり合い 支え合う 犯罪被害者の心
～そんな社会でありたい～」

赤川 拓 (秋田県立横手清陵学院高等学校3年)

「今できることから始めよう 被害者支援」

須田 育美 (秋田市)

「あなたの理解と援助がはぐくむ支援の輪」

鈴木 作太郎 (秋田市)

秋田被害者支援運動の愛称

※表彰時在籍していた学校及び学年となります。

最優秀賞

「ホットフルハートAKITA」

茂木 優里 (大仙市)

優秀賞

「うおーむねっと」

佐野 智佳子 (横手市)

佳作

「ハート&ハート運動」

小森 広平 (横手市立大森中学校3年)

「サポートネットワーク運動」

佐々木 一 謙 (大仙市)

「明日(あす)の秋田(あきた)は温(あたた)かい A A A運動」

鎌田 奈緒子 (秋田市)

今回、多数の応募があった、横手市立境町小学校、横手市立大森中学校、大仙市立西仙北東中学校、由利本荘市立大内中学校に対して、「犯罪被害者週間」の期間中、当支援センターの佐藤理事長が直接各校を訪問し、感謝状と記念品の贈呈をした。また、佳作に入選した生徒へ表彰状と記念品も直接手渡した。

各学校では、校長先生が子どもたちを紹介する際のやさしく、温かみのある言葉が印象に残り、家庭的な雰囲気を感じることができた。大内中学校では、全校生徒が体育館に集まり集会を開いていただいた。その模様は、ケーブルテレビで放送をされた。

犯罪被害者支援の日キャンペーン

全国被害者支援ネットワークに加盟している団体が「10月3日の犯罪被害者支援の日」に全国一斉にキャンペーン活動を実施しております。

10月8日秋雨の降る中でしたが、支援員、15名が参加、午前中遊学舎の「遊学舎まつり」にて、リーフレット等を配布しました。出店準備中の人たちなどに手渡したあと、10時から各入口付近に立って、二～三人ずつのグループになり来館する人たちなどに配りました。「え・何ですか?・・・」と聞き返したり、パンフレットの「秋田支援センター」の文字に目をやるなど、知らなかったのかなと思われる方もいましたが、どの方も好意的に受け取ってくれました。忙しそうなのに説明に耳を傾けようとしていたり、数人連れでも一人一人が受けとろうとして待っていてくれ

ました。後で読もうとおもって関心を寄せてくれているのだと思いました。毎日、驚くような事件が報道されます。いつの間にか格差社会が深刻になり、人々のなかに、「他人を見たら泥棒と思え」というような不安が広がっています。警戒心を持たない個人の方が問題視されます。「私もぼんやりだからなー」と反省することもしきりです。しかし、支援センターがあり、支援員がいるということは、少し安心感を与えているのだと思います。今の時代です。たとえ何があったとしてもその人らしさを取り戻し、強く生きてゆける支援が必要なことがあります。研修生として市民に触れながら支援の大切さを感じています。

全国被害者支援ネットワーク 春期全国研修会

2007 2/8(木)～9(金)



パネルディスカッション「犯罪被害者の生活の再建」に、当センター専務理事の舩屋一が、パネリストとして参加し、「秋田県における地方自治体の取組について」全国でもいち早く、「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、県及び市町村には総合的対応相談窓口が設置され、17市町村が犯罪被害者基本条例を策定し、3市1町が見舞金条例を策定しております。また、当支援センターに対しても、法定外負担金として予算措置をしていただき、ご支援をいただいております。総合的対応相談窓口の担当者に対する研修会を当支援センターと県が合同で開催し、犯罪被害者支援に対する連携を深めている事などを発言した。

平成18年度第2回通常総会

平成19年 3月24日(土)

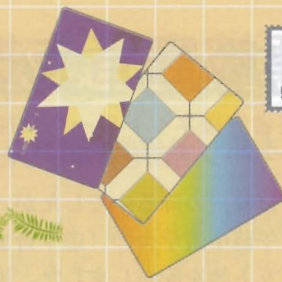
通常総会が、来賓や正会員が出席し行われた。新しい取組として「犯罪被害者週間11月25日～12月1日」の期間中の県民の集いの開催や、犯罪被害者・遺族からの手記の募集など犯罪被害者週間に向けた活動を実施する。

特別支援事業として、これまで性被害・ストーカー行為等の被害者に対して実施されてきた、治療費や転居費用等の経済的支援に加え、傷害事件の被害者に対し1件あたり5千円を限度に治療費

の補助を実施することになった。

電話相談や面接、病院や裁判所等への付添、自助グループ等の直接的支援活動を更に充実させていくことが確認された。また、このため支援活動員の募集、財政基盤の強化として、賛助会員の拡充やホットブルハートAKITA（秋田被害者支援運動）をしていく事を含む平成19年度の事業計画及び予算が承認された。

ホットフルハート AKITA



平成18年4月より、スタートした『秋田被害者支援運動』の一つである「未使用の切手やテレフォンカード、ハイウェーカード」を贈ろうに対し、この一年間に88,639円分の切手やテレフォンカード等が、県民の皆様から寄せられました。犯罪被害者支援活動に役立てられます。今後も引き続き、ご協力をお願いします。

平成18年度 ご寄付ありがとうございます。

匿名の個人の方から、1,000,000円、みちのくキャンティーン様からは、平成18年4月から平成19年3月の期間、毎月自動販売機の売上金の一部301,191円を、また秋田魁新報社を通じて、「ラーメンとん太秋田サンフェスタ店」開店チャリティー売上金102,980円をご寄付いただきました。

本荘地区遊技業組合、秋田県警各警察署窓口募金、秋田県損害保険代理業協会秋田支部、南秋つくし苑一同、秋田県臨床心理士会、大仙警察署日の出会、警察学校23期同期生一同、個人12名の方々から、合計約205万円のご寄付をいただきました。



編集後記

センターの広報啓発活動を通じて、犯罪被害者への理解が深まるよう実践をしていきたいと思っております。

平成19年度の事業計画や予算も決まりました。今後も皆様のご協力のもと活動をしてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

賛助会員の皆様へ

秋田被害者支援センターの活動資金は、県民の皆様のご善意に支えられております。被害者の皆様が何時でもどこでも等しくニーズに添った支援活動を充実させ継続させていくため今後ともよろしくお願いいたします。

社団法人秋田被害者支援センター の活動を支える賛助会員募集

私たちの活動は、賛助会員で、支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げております。

賛助会員 個人会員 年会費 ー□ 1,000円
法人会員 年会費 ー□ 5,000円
※ー□以上、何□でも結構です。

□座名義 (社) 秋田被害者支援センター
理事長 佐藤 伶

振込先 秋田銀行 本店 普通 No.476400
北都銀行 本店 普通 No.0953069
郵便振替口座 02220-6-80225

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
まずはお電話をおかけ下さい。

相談電話 018-832-8010
(フリーダイヤル) 0120-62-8010

月曜日～金曜日
(土日祝日、年末年始を除く)